奈良県委託訓練事業として、知識等習得コース、委託訓練活用型デュアルシステム、高齢求職者スキルアップコース、及び、ｅラーニングコースについて、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和８年１１月９日
奈良県知事
山下　真

１　委託業務の概要

（１）以下のイ 知識等習得コース、ロ 委託訓練活用型デュアルシステム、ハ 高齢求職者スキルアップコース、及び、ニ ｅラーニングコースについての実施業務

イ 知識等習得コース

	開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
３か月訓練	奈良県北部（奈良・大和郡山公共職業安定所管轄地域）	***15名（定員15名×1コース）*** オフィス事務実践科： 9月（15名）
	奈良県南部（大和高田・桜井・下市公共職業安定所管轄地域）	***15名（定員15名×1コース）*** オフィス事務実践科： 7月（15名）
	奈良県全域	***45名（定員15名×3コース）*** AI活用･DX推進が学べるデジタル人材育成科： 7月（15名） 介護職員初任者研修： 6月（15名）　8月（15名）
４か月訓練	奈良県北部（奈良・大和郡山公共職業安定所管轄地域）	***30名（定員15名×2コース）*** 総務経理事務科：5月（15名）　12月（15名）
	奈良県南部（大和高田・桜井・下市公共職業安定所管轄地域）	***30名（定員15名×2コース）*** 総務経理事務科：6月（15名）　9月（15名）
５か月訓練	奈良県全域	***60名（定員15名×4コース）*** 総　合　美　容　科：5月（15名） Webデザイン・デジタルスキル実践科：6月（15名）11月（15名） ITエンジニア養成科：10月（15名）
６か月訓練	奈良県全域	***45名（定員15名×3コース）*** 介護福祉士実務者研修： 5月（15名）　9月（15名） 11月（15名）

※最少提案可能人数は１０名とする。
※知識等習得コースの中で、年間１５名のひとり親家庭の父母等優先枠、及び年間１０名の矯正施設出所者等優先枠を設けることとする。
※知識等習得コースに限り、「託児サービス付きコース」として提案することができることとする。なお、児童数については、５名程度を想定し、最低でも５名は受入可能な場合に提案すること。

ロ　委託訓練活用型デュアルシステム

【６か月訓練】

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県全域	*50名（定員25名×2コース）* AI時代のWEBデザイナー養成科： 5月（25名）10月（25名）

※最少提案可能人数は１０名とする。

ハ　高齢求職者スキルアップコース

【３か月訓練】

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県北部（奈良・大和郡山公共職業安定所管轄地域）	*45名（定員15名×3コース）* パソコン基礎科：6月（15名）8月（15名）10月（15名）
奈良県南部（大和高田・桜井・下市公共職業安定所管轄地域）	*45名（定員15名×3コース）* パソコン基礎科：7月（15名）9月（15名）11月（15名）

※最少提案可能人数は１０名とする。

ニ　ｅラーニングコース

【３か月訓練】

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県全域	*10名（定員10名×1コース）* 総務経理スキルアップ科【在宅訓練】：8月（10名）

※最少提案可能人数は各６名とする。

【６か月訓練】

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県全域	*15名（定員15名×1コース）* 介護福祉士実務者研修【在宅訓練】：6月（15名）

※最少提案可能人数は各１０名とする。

（２）委託業務の内容

公告の日から令和８年１１月２４日（火）１５時までの間に、奈良県ホームページ「労働・雇用に関する入札等」により交付する仕様書のとおり。

（３）契約期間

仕様書のとおり

（４）契約金額の上限

仕様書のとおり

※本事業は、「国との協議が整うこと」及び「国及び奈良県の令和９年度奈良県予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。そのため、国との協議が整い、奈良県予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

また、事業者決定後に厚生労働省の「委託訓練実施要領」が改正となった場合には、仕様書等が変更となり、その改正内容に従っていただくことになります。

２．参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分理解し、円滑に遂行できる者で、次の項目の全てに該当するものとする。

（１）日本国内に営業所または、事業所を有し、奈良県内で公共職業訓練を開講できること。

（２）奈良県に納税義務の生じた県税を滞納していない者。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあっては、奈良県委託訓練事業企画提案提出時前の一年前において本店の所在する都道府県に納税義務の生じた事業税を滞納していない者。

（３）消費税及び地方消費税を滞納していない者。

（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

（５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

（７）宗教法人法第２条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

（８）政治資金規正法第３条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

（９）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

（１０）次のいずれにも該当しない者であること。

① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

② 暴力団(法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（１１）安定した事業運営が可能で、訓練を効果的に指導、運営できる専門知識、能力を有していること。

（１２）事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を提案する訓練の開講日より３ヶ月前の応当日から委託契約終了日までの間、所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的な内容については、別添仕様書の定めに従うこととする。

（１３）委託訓練活用型デュアルシステムを行う場合は、次の要件を全て満たしている機関であること。

① 訓練定員分の職場実習先を確保できる機関であること。
なお、職場実習先については、別に定める選定基準を満たしていること。

② 職場実習先への指導、訓練実施状況の報告、就職状況調査が適正かつ効果的に実施できる機関であること。

（１４）次のいずれの事項にも該当しない者であること。

① 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から５年を経過していない者

② 奈良県が行う就職状況調査において不正受給となった者であって、当該不正受給の対象となった委託契約締結日から５年を経過していない者

③ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと奈良県が判断した者又は判断する者

（１５）教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

（１６）本事業の実施にあたり、奈良県との打合せなどに適切に対応できること。

（１７）法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

（１８）「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること又は委託先機関がＩＳＯ２９９９３（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）及びＩＳＯ２１００１（教育機関－教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引）を取得していること。

３　契約候補者の選定方法

「奈良県委託訓練事業に係る企画提案公募要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

４　申請書類様式を交付する日時及び方法

（１）　日時　令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２４日（火）
１０：００～１２：００、１３：００～１７：００
＊最終日は１５：００まで。土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

（２）　方法　別添の「奈良県委託訓練事業企画提案に係る参加申込書」（様式１）を以下の提出先にＥ-Ｍａｉｌした者に対して、Ｅ-Ｍａｉｌにより交付を行う。

奈良県産業部　人材・雇用政策課　人材育成係
Ｅ-Ｍａｉｌ：koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp
※Ｅ-Ｍａｉｌ送信後、電話連絡すること。（電話０７４２－２７－８８３４）

（３）留意事項　企画提案に参加を希望する者は、必ず参加申込書を提出すること。

５　企画提案に係る説明会

実施しません。

6　企画書公募に関する質問の受付及び回答

（1）受付先　　奈良県産業部　人材・雇用政策課　人材育成係
Ｅ-Ｍａｉｌ：koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp
※E-Ｍａｉｌ送信後、電話連絡すること。（０７４２－２７－８８３４）

（2）受付期間　　令和８年１１月１３日（金）１５時まで

（3）受付方法　　E-Ｍａｉｌで質問票（Ａ４版、様式自由）を受け付ける。

（4）回　　答　　令和８年１１月１９日（木）までに、奈良県ホームページ「労働・雇用に関する入札等」での公開により回答します。

7　企画書の提出期限等

（1）提出期限　令和８年１２月１４日（月）１２時まで

（2）提 出 先　奈良市登大路町３０番地
奈良県産業部　人材・雇用政策課　人材育成係（奈良県庁主棟６階）

（3）提出方法　直接提出（持参）とする。詳細は「奈良県委託訓練事業に係る企画提案公募要領」に従うこと。

8　企画書の無効

本公示に示した企画提案参加資格を満たさない者、その他の提案参加の条件に違反した者の企画書は、無効とする。

【問い合わせ連絡先】
所　　在　　地：奈良市登大路町３０番地
部署及び担当：奈良県産業部　人材・雇用政策課　人材育成係
電　　話：０７４２－２７－８８３４
Ｅ-Ｍａｉｌ：koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp

以上